

○摂津市立小中学校通学区域等審議会規則

昭和45年2月26日

教委規則第1号

最近改正 令和4年3月30日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例(昭和44年摂津市条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、摂津市立小中学校通学区域等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、条例別表第2項の表に掲げるその担当事務を行い、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は関係団体の代表者が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 市立の小学校又は中学校の校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の諮問に対する答申をする日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育総務部教育政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。